

飼養衛生管理基準（豚）

現在、口蹄疫・CSF（豚熱）・ASF（アフリカ豚熱）の発生リスクが高まっています。

農場や地域の産業を伝染病から守るため、以下の改正ポイントを参考に、適正な管理をお願いします。

定期報告
の提出

衛生管理区域を設定（豚舎で使う道具の保管場所、たい肥舎など、全てを含む）
消毒設備などの設置箇所を平面図に記入

全ての農場で
担当獣医師を
定める

特定症状の通報

豚舎のこまめな
清掃・消毒

豚舎に出入りする時は、
手指、長靴の洗浄、消毒

豚舎ごとに専用の
長靴、服を用意
（着替える前後の
靴、服を交差させない）

入場記録表の
作成・保管

埋却地を
設定

関係者以外が入らないよう、衛生管理区域を明確にする
（看板、カラーコーン、石灰帯などを設置）

赤字（下線）：主なR3.10月改正点

※ 加熱条件：90℃以上で60分以上、など

飼養衛生管理について
マニュアルを作成

ネットなどを設置し
野生動物を
侵入させない

海外からの人や物を入れない

- ・人：1週間
- ・海外で使用した服や靴など：4ヶ月

肉類を含む食品残さを与える場合の加熱条件
などが改正※

出入りする車両の消毒
（人が降りる場合、ハンドル、マットなどの
消毒や交換）

犬や猫などは、
衛生管理区域の内で
飼わない

病原体